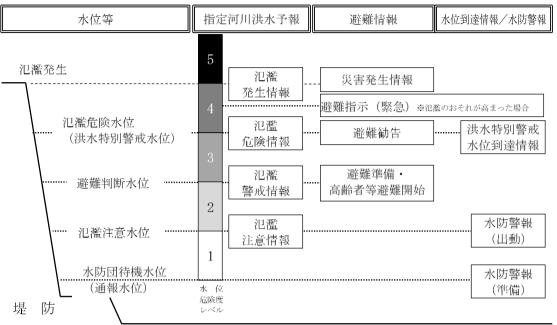
仙台市水防計画修正案 新旧対照表(抄)

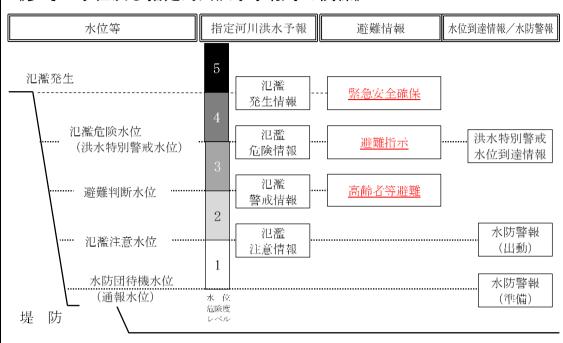
旧頁		新	備考
第3章 用意 1 3 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3	 第3章 用語の定義 この計画の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1~10 (略) 11 <u>避難勧告等</u> 避難勧告等とは、災害発生情報、避難指示(緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始をいう。 (1) 災害発生情報とは、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求める情報である。 (2) 避難指示(緊急)とは、既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっている場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。 (3) 避難勧告とは、避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為 	 第3章 用語の定義 この計画の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1~10 (略) 11 避難情報 避難情報とは、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難をいう。 (1) 緊急安全確保とは、災害が発生または切迫している状況で発令する情報であり、「立退き避難」を行うことがかえって危険であり、避難行動の変容を特に促したい場合に発令するものである。この段階で避難が完了していない居住者等は直ちに身の安全を確保するため、その時点でいる場所より相対的に安全な場所に移動する必要がある。 (2) 避難指示とは、災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報であり、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある場合に発令する情報である。 (削除) 	災策法正う対本改伴
4 頁	である。 (4) 避難準備・高齢者等避難開始とは、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する要配慮者とその支援者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。 12 水位 (1)~(2) 略 (3) 避難判断水位 災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定めた水位をいう。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。 (4) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。。 (5)~(6) 略	(3) 高齢者等避難とは、高齢者や障害者など、避難に時間を要する人がいることを考慮し、災害が発生するおそれがある状況で発令する情報である。 12 水位 (1)~(2) 略 (3) 避難判断水位 災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定めた水位をいう。市町村長の高齢者等避難 発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。 (4) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示 の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 (5)~(6) 略 13~15 (略)	災策法正う害基のに修対本改伴

第3章 用語の 水位等 意義 5 頁 氾濫発生 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) ····· 避難判断水位 ····· ···· 氾濫注意水位 ··· 水防団待機水位 (通報水位) 堤防 第4章 第4章 水防組織 水防組 第1 市の水防機関 織 6 頁 1 実施機関及び任務

《参考:水位及び指定河川洪水予報等の関係》



《参考:水位及び指定河川洪水予報等の関係》



水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒 本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。

		担当局区等	任務
水		危機管理室	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令 の伝達、災害対策本部の設置運営
防管		消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部 隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の
理			収集伝達
者		経済局	用排水施設に関すること
1		建設局	排水施設の管理及び操作
市			一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川
長			普通河川の施設に関すること
		区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営
	_	避難所担当課	避難所開設・運営

第4章 水防組織

第1 市の水防機関

水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒 本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。

1 実施機関及び任務

			担当局区等	任務
	→lc		危機管理局	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令
	水			の伝達、災害対策本部の設置運営
	防		消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部
	管温			隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の
	理			収集伝達
	者		経済局	用排水施設に関すること <u>(ため池含む)</u>
			建設局	排水施設の管理及び操作
	市			一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川
	長			普通河川の施設に関すること
			区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営
			避難所担当課	避難所開設・運営
1				

第6章 第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム 堰堤、水 こう門

等の操

作及び

ダムの

管理 11 頁

1 堰堤、水こう門

河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
丸田沢		泉区上谷刈赤坂	_	経済局農林土	214-8268
溜池		四丁目他		木課	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム

1 堰堤、水こう門

48岁上、 //					
河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
丸田沢		泉区上谷刈赤坂	_	建設局公園課	<u>214-8395</u>
溜池		四丁目他			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

災害対 策基本

法の改

正に伴

う修正

組織改 正に伴 う修正

記載の 適正化

管理者

の変更

に伴う

修正

水位の

第9章 | 第1 量水標等観測者及び通報先

表 1

水	$\overline{\mathbf{V}}$
観	測
18	頁

<u> </u>			
量水標	量水標等観測者	通報先	備考
(量水標管理者)	(通報担当者)	进牧几	(メートル)
名取川名取橋	長町出張所	太白消防署を通じ	堤防高 <u>11.3</u>
(仙台河川国道事務所)	又は郡山分団・中田分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位 10.65
広瀬川広瀬橋	河原町出張所	若林消防署を通じ	堤防高 <u>5.3</u>
(仙台河川国道事務所)	又は南材分団・長町分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位 4.15
旧笊川北目橋	長町出張所	太白消防署を通じ	堤防高 4.4
(仙台土木事務所)	又は郡山分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位-
笊川杉の下橋	太白消防署	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2
(仙台河川国道事務所)	又は西多賀分団		既往最高水位-
七北田川市名坂	八乙女分署	泉消防署を通じ	堤防高 19.20
(仙台地方ダム総合事務所)	又は市名坂分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位 18.58
七北田川小角	根白石出張所	泉消防署を通じ	堤防高 4.7
(仙台地方ダム総合事務所)	又は小角分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位-
梅田川苦竹	宮城野消防署	宮城野消防署を通じ	堤防高 11.79
(仙台土木事務所)	又は東仙台分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位-

第1 量水標等観測者及び通報先

表 1

<u> </u>			
量水標	量水標等観測者	通報先	備考
(量水標管理者)	(通報担当者)	进税几	(メートル)
名取川名取橋	長町出張所	太白消防署を通じ	堤防高 <u>11.8</u>
(仙台河川国道事務所)	又は郡山分団・中田分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位 10.65
広瀬川広瀬橋	河原町出張所	若林消防署を通じ	堤防高 <u>6.77</u>
(仙台河川国道事務所)	又は南材分団・長町分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位 4.15
旧笊川北目橋	長町出張所	太白消防署を通じ	堤防高 4.4
(仙台土木事務所)	又は郡山分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位-
笊川杉の下橋	太白消防署	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2
(仙台河川国道事務所)	又は西多賀分団		既往最高水位-
七北田川市名坂	八乙女分署	泉消防署を通じ	堤防高 19.20
(仙台地方ダム総合事務所)	又は市名坂分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位 18.58
七北田川小角	根白石出張所	泉消防署を通じ	堤防高 4.7
(仙台地方ダム総合事務所)	又は小角分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位-
梅田川苦竹	宮城野消防署	宮城野消防署を通じ	堤防高 11.79
(仙台土木事務所)	又は東仙台分団	消防局(指令課)へ	既往最高水位-

堤防の 整備に 伴う修

指定河 川洪水 予報、洪 水特別 警戒水

位到達

情報及

び水防

警報

20 頁

第 10 章 | 第 1 指定河川洪水予報

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 指定河川洪水予報の基準
- (1) 氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれの あるとき発表する。
- (2) 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれのあ <u>るとき、または、氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき発表する。</u>
- (3) 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき発表する。
- (4) 氾濫発生情報(洪水警報)は、予報区間において氾濫を確認したとき発表する。

第1 指定河川洪水予報

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 指定河川洪水予報の概要
- (1) 氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込 記 載 の まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達し適正化 したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

(2) 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が<u>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判</u> 断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。

- (3) 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上 の状態が継続しているときに発表される。
- (4) 氾濫発生情報(洪水警報)は、予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに <u>発表される。</u>

第 11 章 避難勧 告等の

発令

24 頁

第 11 章 避難勧告等の発令

水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住 者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第60条に基づき、避難勧告等を発令すると共に、宮城県知事 にその旨を通知するものとする。また、避難勧告等を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その | にその旨を通知するものとする。また、<mark>避難情報</mark>を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その 旨を通知する。

避難勧告等の発令に際しては、第 12 章第 3 による方法により市民に周知するものとする。

第1 <u>避難勧告等</u>の発令対象河川

<u>避難勧告等</u>の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川及び水位周知河川を基 本とする。

第 11 章 避難情報 の発令

水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住 者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第60条に基づき、避難情報 を発令すると共に、宮城県知事 旨を通知する。

<u>避難情報</u> の発令に際しては、第 12 章第 3 による方法により市民に周知するものとする。

法の改 う修正

第1 避難情報 の発令対象河川

避難情報 の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川及び水位周知河川を基 本とする。

第11章 第2 避難勧告等の発令基準

避難勧 告等の

発令 24 頁

仙台市地域防災	仙台市地域防災計画に定める <u>避難勧告等</u> の発令基準は次のとおりである。		
<u>避難勧告等</u> の 種別	発令基準		
避難準備・高齢者 等避難開始	・基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合		
	・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合		
避難勧告	・基準観測所における水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に 達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合		
避難指示(緊急)	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のお それが高まった場合		
災害発生情報	・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合		

25 頁

第3 (略)

26 頁

第4 <u>避難勧告等</u>の発令範囲及び開設避難所

避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域を基本とする。

洪水浸水想定区域は附属資料 20 から 28 のとおりである。

避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する。ただし、青葉区は宮城総合支所 管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く。

1 避難勧告等の発令対象河川及び避難所開設対象区

避難勧告等の発令対象河川名及び避難所開設対象区は、次のとおりである。

(中略)

2 区別指定避難所

(中略)

27 頁

対象区	対象指定避難所
青葉区	(略)
宮城野区	(略)
若林区	(略)
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、生出小学校赤石分校、生出中学校、大野田小学校、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、郡山小学校、郡山中学校、金剛沢小学校、四郎丸小学校、太白小学校、富沢小学校、富沢中学校、中田小学校、中田中学校、長町小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、西中田小学校、八本松小学校、東四郎丸小学校、東長町小学校、人来田小学校、人来田中学校、茂庭台中学校、袋原中学校、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、

第 2 <u>避難情報</u>の発令基準

仙台市地域防災計画に定める<mark>避難情報</mark> の発令基準は次のとおりである。

面目市地域的美田園に足める <u>地域情報</u> の児は至年は次のとものうである。		
<u>避難情報</u> の 種別	発令基準	
高齢者等避難	・基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそ	
	れがある場合	
	・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合	
	・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	
避難指示	・基準観測所における水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に	
	達し、なお上昇のおそれがある場合	
	・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合	
	・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	
緊急安全確保	・氾濫が発生するおそれが高まった場合	
	・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のお	
	それが高まった場合	
	・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合	
	・その他氾濫の発生が確認された場合	

第3 (略)

第4 <u>避難情報</u>の発令範囲及び開設避難所

避難情報の発令範囲は、洪水浸水想定区域を基本とする。

洪水浸水想定区域は附属資料 19 から 27 のとおりである。

避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する。ただし、青葉区は宮城総合支所 管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く。

1 避難情報 の発令対象河川及び避難所開設対象区

避難情報の発令対象河川名及び避難所開設対象区は、次のとおりである。

(中略)

2 区別指定避難所

(中略)

対象区	対象指定避難所
青葉区	(略)
宮城野区	(略)
若林区	(略)
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、旧生出小学校赤石分校、生出中学校、大野田小学校、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、郡山小学校、郡山中学校、金剛沢小学校、四郎丸小学校、太白小学校、富沢小学校、富沢中学校、中田小学校、中田中学校、長町小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、西中田小学校、八本松小学校、東四郎丸小学校、東長町小学校、人来田小学校、人来田中学校、茂庭台中学校、袋原中学校、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、

法の改 正に伴 う修正

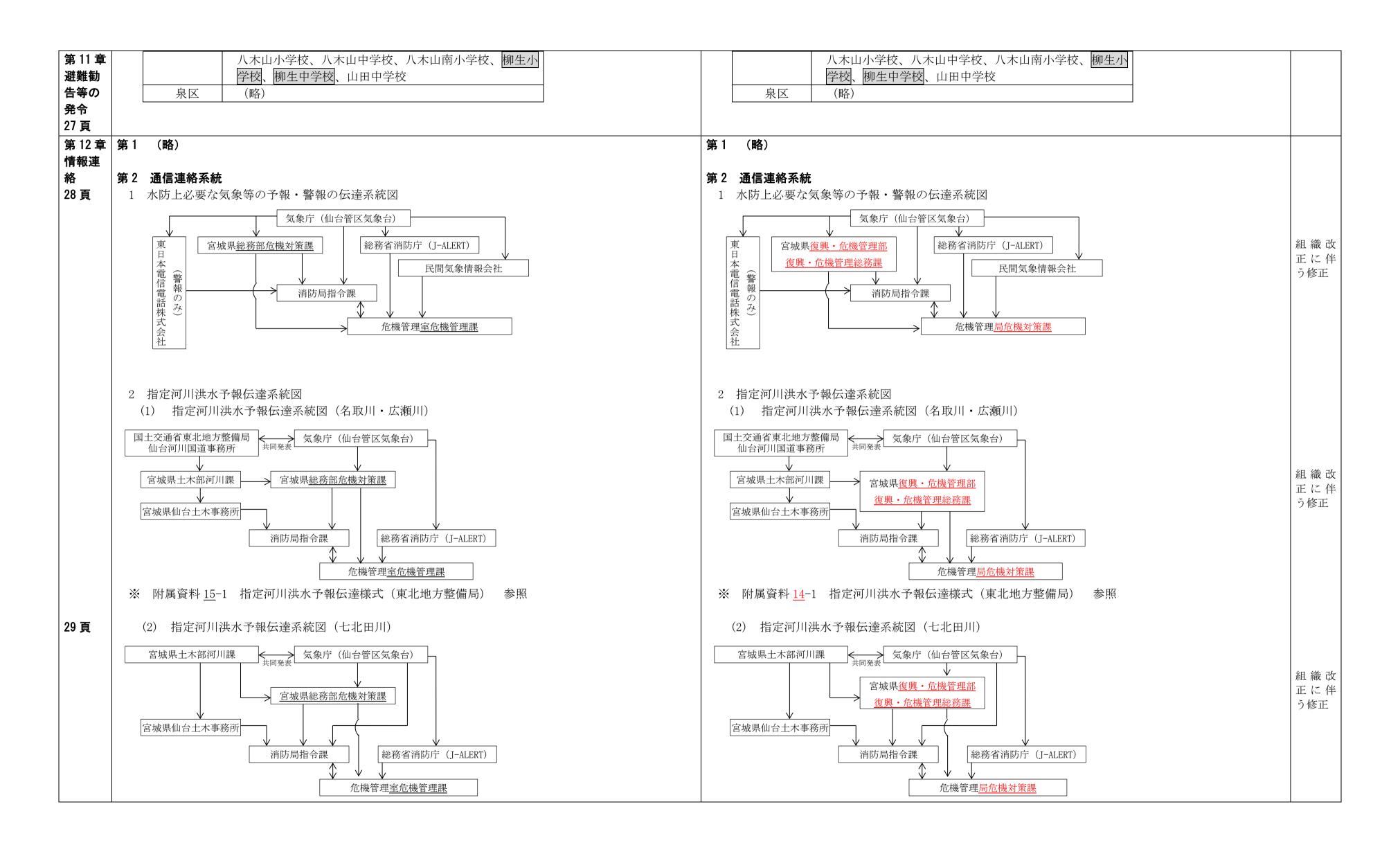
災害対

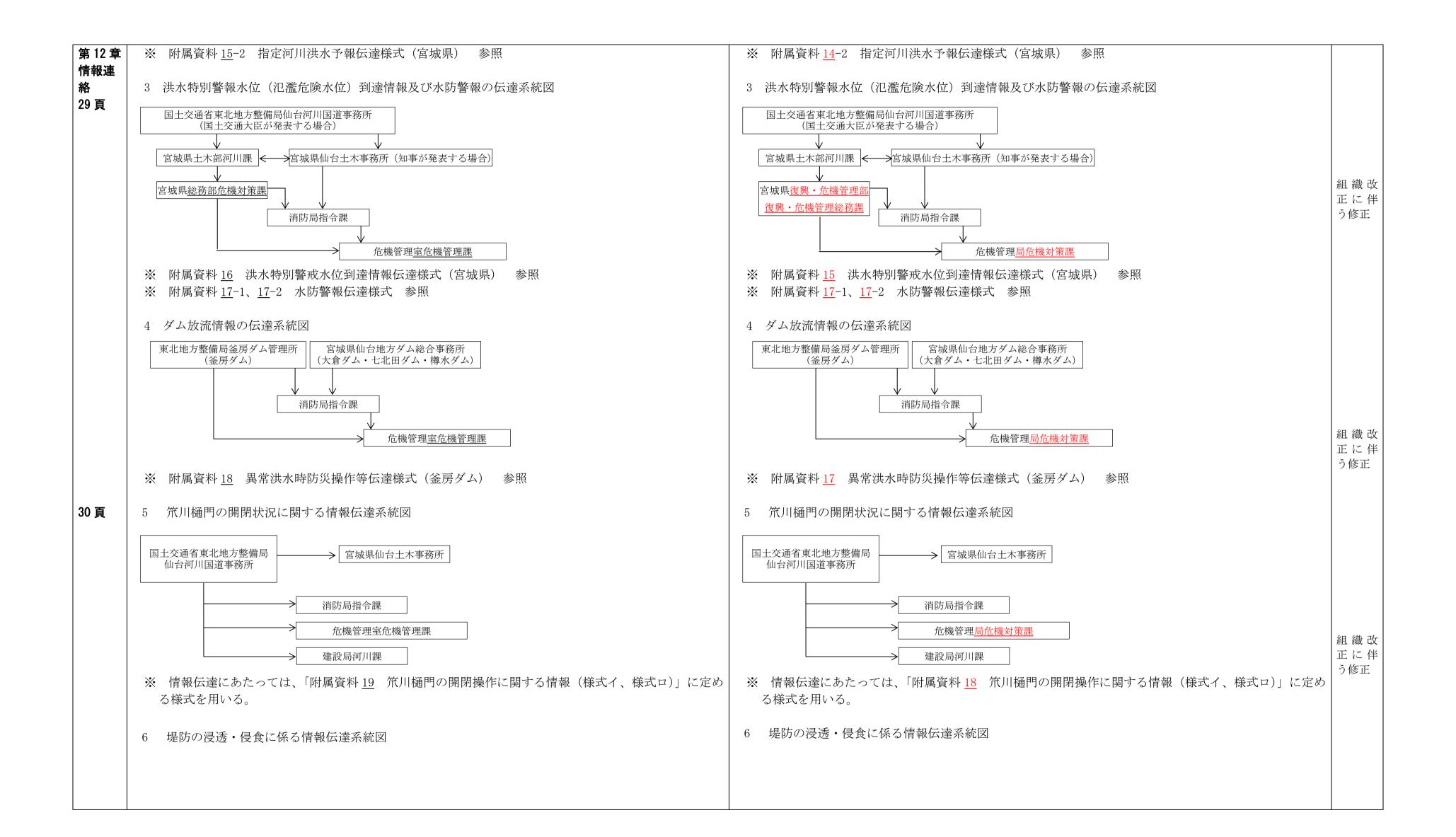
策基本

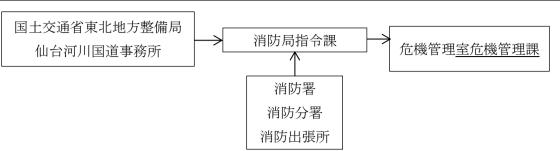
災害対 策基本 法の改 正に伴

う修正

閉校に 伴う修



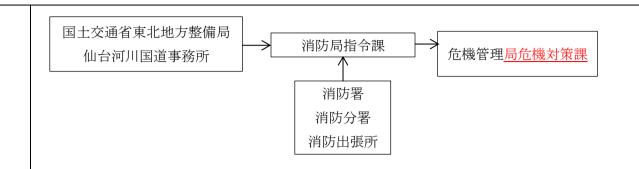




※ 監視にあたっては、「附属資料 12 水防活動における堤防監視について」を参照して行う。

7 各種システム等情報

種類	内容
1—771	
仙台市防災気象情報システム	○観測雨量状況図
(民間気象情報)	市内 18 か所(※)の雨量観測所の 10 分雨量、時間雨量及び
[システム管理機関]	連続雨量を地図上で表示
・危機管理 <u>室(危機管理課)</u>	○観測雨量日表(10分)
[情報閲覧可能部署]	市内 18 か所 (※) の雨量観測所の 10 分雨量及び日積算雨量
・仙台市庁内 LAN 端末設置各課	を表で表示
公所	○観測雨量日表 (正時)
	市内 18 か所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量
	を表で表示
	※ 仙台市、新川、泉ヶ岳、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野
	消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、太白消防署、
	長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城
	消防署、熊ヶ根出張所、六郷分署、八木山出張所
	○アメダス情報
	○レーダーアメダス合成図
	○台風情報
	○ひまわり衛星画像
	○気象等注意報・警報
	○実況天気図
	○予想天気図
	○短期・週間予報
	○気象レーダー情報
	○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等)
	○落雷情報
宮城県総合防災情報システム	○気象警報·注意報 (現況,履歴)
(MIDORI 情報)	○指定河川洪水予報
〔システム管理機関〕	○土砂災害警戒情報
· 宮城県 <u>総務部危機対策課</u>	○気象観測情報
	・アメダス降水量
〔端末設置部署等〕	・アメダス時間降水量



※ 監視にあたっては、「附属資料 12 水防活動における堤防監視について」を参照して行う。

組織改正に伴 う修正

組織改正に伴

う修正

組織改 正に伴 う修正

7 各種システム等情報				
種類	内容			
個台市防災気象情報システム (民間気象情報) [システム管理機関] ・危機管理局(危機対策課) [情報閲覧可能部署] ・仙台市庁内 LAN 端末設置各課 公所	○観測雨量状況図 市内 18 か所 (※) の雨量観測所の 10 分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○観測雨量日表 (10 分) 市内 18 か所 (※) の雨量観測所の 10 分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日表 (正時) 市内 18 か所 (※) の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示 ※ 仙台市、新川、泉ヶ岳、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、太白消防署、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所、六郷分署、八木山出張所 ○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○ひまわり衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報			
	○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○落雷情報			
宮城県総合防災情報システム	○気象警報・注意報 (現況, 履歴)			
(MIDORI 情報)	○指定河川洪水予報 ○ 上が災害数式情報			
[システム管理機関]	○土砂災害警戒情報			
・宮城県 <u>復興・危機管理部</u>	○気象観測情報			
<u>復興・危機管理総務課</u>	・アメダス降水量			
〔端末設置部署等〕	・アメダス時間降水量			

(7/10)

第 12 章 情報連 絡 31 頁	 ・危機管理<u>室(危機管理課)</u> (市役所本庁舎2階) ・災害情報センター (青葉区役所4階) 	・気温、日照時間、風向・風速等 ○河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) ・雨量情報 県内 192 か所(うち仙台市域 23 か所)の雨量を観測・水位情報 県内 156 か所(うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か 所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧 笊川 1 か所、笊川 1 か所、の水位を観 測。	 危機管理局(危機対策課) (市役所本庁舎2階) ・災害情報センター (青葉区役所4階) 	・気温、日照時間、風向・風速等 ○河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリン ク) ・雨量情報 県内 195 か所(うち仙台市域 23 か所)の雨量を観測 ・水位情報 県内 200 か所(うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か 所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧 笊川 1 か所、笊川 1 か所)の水位を観 測。	時点 更新
	市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 ・国土交通省水管理・国土保全局 [情報閲覧可能部署〕 ・危機管理 <u>室(危機管理課)</u> ・消防局(指令課,若林消防署、太白消防署) ・建設局(総務課、下水道調整課、河川課)	○ダム関係情報○水質情報○海岸情報○警報等関連情報○水位情報	市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 ・国土交通省水管理・国土保全 局 〔情報閲覧可能部署〕 ・危機管理局(危機対策課) ・消防局(指令課,若林消防署、 太白消防署) ・建設局(総務課、下水道調整 課、河川課)	○ダム関係情報○水質情報○海岸情報○警報等関連情報○水位情報	組織改正の修正
32 頁	仙台管区気象台ホームページ	 ○気象警報・注意報・ ○大雨警報(浸水害)・洪水警報の危険度分布 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報 (追加) (追加) (地震・津波・火山情報 ○天気予報 ○気象レーダー・衛星画像 ○台風情報 ○観測データ ○過去データ検索 (追加) (追加) (追加) (追加) 	仙台管区気象台ホームページ	○気象警報・注意報・ <u>早期注意情報(</u> 警報級の可能性)等 ○浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (削除) ○ナウキャスト(雨雲の動き・雷・竜巻) ○今後の雨(降水短時間予報) ○地震・津波・火山情報 ○天気予報・衛星画像 (削除) ○台風情報 ○観測データ ○過去データ検索 ○気象台からのコメント ○流域雨量指数の予測値※ ※ 現地情報(水位やカメラ映像、水防団からの報告等)とあわせて利用	気服所 新のに が修
	防災情報提供システム 〔システム管理機関〕 ・気象庁 〔情報閲覧可能部署〕 ・危機管理室(危機管理課)	○上記の内容(一部詳細表示あり)+○流域雨量指数の予測値※※ 現地情報(水位やカメラ映像、水防団からの報告等)とあわせて利用		(削除)	

第 12 章

32 頁

情報連

8 連絡先電話番号 (1) 水防関係機関

区 297-8103 221 - 7171299-8851 222-7171 仙台河川国道事務所 304-1813 246-7171 ダーム 管 理 233-7171 0224-84-2171 211 - 2375231 - 7171211 - 3172375-7171 297-4111 390-7171 372-2103 384-2111 賀 城 市 大倉ダム管理事務所 393-2211 368-1141 七北田ダム管理事務所 372-2927 | 東日本電信電話㈱宮城事業部 269-2248 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班) 樽水ダム管理事務所 372 - 2927(宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)

(2) 市役所

114 [~//				
	健康福祉局総務課	214-8184		宮 城 野 区 役 所	291-2111
	経済局経済企画課	214-8255		高砂証明発行センター	258-1111
	都市整備局総務課	214-8286		岩切証明発行センター	255-8512
本	建設局総務課	214-8366		若 林 区 役 所	282-1111
	危機管理 <u>室危機管理課</u>	214-3049		六郷証明発行センター	289-2156
庁	教育局総務課	214-8856		七郷証明発行センター	288-5022
	水道局総務課	(代)249-2211	区役所	太白区役所	247-1111
	ガス局総務課	(代)256-2111	1文 正	秋 保 総 合 支 所	399-2111
			121	中田証明発行センター	241-1111
	青 葉 区 役 所	225-7211		生出証明発行センター	281-2111
区	仙台駅前サーヒ、スセンター	223-5265		泉区役所	372-3111
区役所	宮 城 総 合 支 所	392-2111		根白石証明発行センター	379-2111
所	吉成証明発行センター	279-1526		南光台証明発行センター	252-2111

(3) (略)

33 頁

9 (略)

34 頁

第3 市民に対する周知方法

避難勧告等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難勧告等の内容を迅速かつ的 確に伝達して周知する。

- 避難準備・高齢者等避難開始発令時の伝達手段
- (1) 報道機関への一斉FAX、災害情報共有システム(L アラート)を通じたテレビ・ラジオ等からの 情報提供
- (2) 通信事業者が提供する緊急速報メールによる情報配信
- (3) 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト及び市危機管理室ツ イッターを活用した情報提供
- (4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請
- ※ 上記を補完するため、消防活動等に支障がない限り、努めて区役所の広報車及び消防車両による関係 地域への巡回広報を行う。
- 2 避難勧告・避難指示 (緊急)・災害発生情報発令時の伝達手段 前記(1)から(4)に加え、区役所の広報車両(及び消防車両)による関係地域への巡回広報
- 避難勧告等解除時の伝達手段

避難勧告等を解除した場合には、上記 1. 及び 2. を準用し伝達を行う。また、避難勧告・避難指示(緊 急)・災害発生情報を解除したときは、直ちにその旨を公示する。

4 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等への洪水予報等の情報伝達

8 連絡先電話番号

(1) 水防関係機関

仙台管区気象台	297-8103	宮城県警察	221-7171
東 北 運 輸 局	299-8851	仙台中央警察署	222 - 7171
仙 台 河 川 国 道 事 務 所	304-1813	仙 台 南 警 察 署	246 - 7171
釜房ダム管理所	0224-84-2171	仙 台 南 警 察 署 仙 台 東 警 察 署	233-7171
宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課	211-2375		231-7171
宮城県土木部河川課	211-3172	泉	375-7171
宮城県仙台土木事務所	297-4111	若	390-7171
宮城県仙台地方ダム総合事務所	372-2103	名 取 市 役 所	384-2111
大倉ダム管理事務所	393-2211	多賀城市役所	368-1141
七北田ダム管理事務所	372-2927	東日本電信電話㈱宮城事業部	269-2248
(宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)			
樽水ダム管理事務所	372-2927		
(宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)			

(2) 市役所

117 1	171				
	健康福祉局総務課	214-8184		宮 城 野 区 役 所	291-2111
	経済局経済企画課	214-8255		高砂証明発行センター	258-1111
	都市整備局総務課	214-8286		岩切証明発行センター	255-8512
本	建設局総務課	214-8366		若 林 区 役 所	282-1111
,	危機管理 <u>局危機対策課</u>	214-3049		六郷証明発行センター	289-2156
庁	教育局総務課	214-8856		七郷証明発行センター	288-5022
	水道局総務課	(代)249-2211	区役所	太白区役所	247-1111
	ガス局総務課	(代)256-2111	役部	秋 保 総 合 支 所	399-2111
			וכז	中田証明発行センター	241-1111
	青 葉 区 役 所	225-7211		生出証明発行センター	281-2111
区	仙台駅前サーヒ、スセンター	223-5265		泉区役所	372-3111
区役所	宮 城 総 合 支 所	392-2111		根白石証明発行センター	379-2111
所	吉成証明発行センター	279-1526		南光台証明発行センター	252-2111
	,				

(略) (3)

(略)

第3 市民に対する周知方法

避難情報を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難情報の内容を迅速かつ的確 に伝達して周知する。

1 高齢者等避難

発令時の伝達手段

- (1) 報道機関への一斉FAX、災害情報共有システム(L アラート)を通じたテレビ・ラジオ等からの 情報提供
- (2) 通信事業者が提供する緊急速報メールによる情報配信
- (3) 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト及び市危機管理局ツ イッターを活用した情報提供
- (4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請
- ※ 上記を補完するため、消防活動等に支障がない限り、努めて区役所の広報車及び消防車両による関係 地域への巡回広報を行う。
- 避難指示·緊急安全確保 発令時の伝達手段

前記(1)から(4)に加え、区役所の広報車両(及び消防車両)による関係地域への巡回広報

避難情報 解除時の伝達手段

<u>避難情報</u>を解除した場合には、上記 1. 及び 2. を準用し伝達を行う。また、<u>避難指示・緊急安全確</u> を解除したときは、直ちにその旨を公示する。

4 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等への洪水予報等の情報伝達

組織改 正に伴 う修正

組織改 正に伴 う修正

策基本 法の改 正に伴 う修正

